

◆開放施設の使用時における注意事項◆

- 使用時には、開放許可書を持参し、管理指導員の指示に従ってください。
- 団体の都合により使用しない場合には、速やかに学校開放主事に連絡してください。
- 施設使用の権利譲渡および転貸はできません。
- 指定された玄関から出入りし、開放施設以外へは絶対に立ち入らないでください。
- 体育館での土足行為は厳禁とします。
- 使用者責任による施設・設備の破損等については、使用者が修繕するものとします。
- 指定駐車場以外への乗り入れは絶対しないでください。また盗難や物損等の事故についての責任は負いかねます。
- トイレの使用に際し、汚れがひどい場合は使用者団体が清掃を行ってください。また、備え付けのトイレトーパー以外の紙は絶対に使用しないでください。
- 冬期間の利用においては、除雪などにより駐車場や通路を確保し、指定場所以外への駐車を行わないでください。落雪事故についても使用者の責任となります。
- 使用にあたっては準備運動を十分にを行い、傷害防止に努めてください。
- 各団体は、使用中の怪我や学校施設・設備を破損させた場合の賠償をふまえ、保険加入など必要な対応をとってください。
- 体育館の排煙窓はワイヤーが切れやすいので、絶対に開けないでください。
- バスケットボールで使用する際は、ダンクシュートおよびリングへのぶら下がりを禁じております。
- 開放施設へ生徒・児童・幼児を帯同する場合は、事故・怪我などの発生が無いよう、保護者の責任により管理してください。
- 火災や事故が発生した場合や、ボール等の衝撃により火災報知器が作動した場合は、直ちに使用を中止し、その対処にあたるとともに、学校責任者に連絡してください。
- 使用後は毎回、使用器具の整理整頓および清掃を実施し、午後9時までに開放施設外に退去してください。